

(別途4)

#### 事業登録加盟店の遵守事項

- (1) 電子マネーマチカマネーの決済に伴うキャッシュレス還元事業及び松山市プレミアム付飲食券による決済ともに参加すること。
- (2) 取扱店舗において、本飲食券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識するよう明示すること。
- (3) キャンセルの場合等、本事業に係る取引が消滅した場合に、マチピによる還元がなされないよう実行委員会事務局に当該事実を報告すること。
- (4) 不当な取引の防止を適切に行うこと。
- (5) 加盟店に帰責する不当な取引によって、実行団体に損害が生じた際に、その帰責の程度に応じて損害額に相当する金額を実行団体に支払うこと。
- (6) 決済サービス「マチペイ」の QR コード決済及び松山市プレミアム付飲食券の利用可能店舗であることが明確になるよう、取扱店舗である旨を利用者がわかりやすい場所に掲示すること。なお、掲示期間は、交付された日から事業の終了または登録取り消しまでとする。
- (7) 本事業の対象となる事業者等の要件に該当しなくなった場合、速やかに実行委員会事務局を通じて実行団体に連絡を行うこと。なお、事業者等の要件に該当しなくなったことが明らかになった時点より、本事業の対象から除外される。
- (8) 利用される決済サービス「マチペイ」の QR コード決済及び松山市プレミアム付飲食券について受け取って問題ないかの確認をすること。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された飲食券と判別できる場合は、飲食券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、またその旨を実行委員会事務局にも報告すること。確認用として配布する飲食券見本券は取り扱う全ての者に周知すること。
- (9) 松山市プレミアム付飲食券を受け取った時は、再流通を防止するため、商品券裏面に店舗名等を押印又は記入することとし、既に押印等があるものは、受取を拒否すること。
- (10) 登録された店舗名と飲食券裏面の店舗が異なると換金できない場合があるので注意すること。
- (11) 飲食券の交換及び売買は行わないこと。利用期間中における飲食料品の売買、サービスの提供等の取引に利用された飲食券のみ換金可能とする。